

## 【健康増進法】

### ■ 喫煙をする際の配慮義務等【第二十七条】

- ・ 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。
- ・ 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

## 【東京都受動喫煙防止条例】

### ■ 東京都の責務【第三条】

- ・ 受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、実施すること
- ・ 喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について、意識の啓発や教育を通じた正しい知識の普及により、都民の理解促進に努めること
- ・ 受動喫煙の防止に関するその他の必要な施策について、都民、区市町村、施設等の管理権原者その他の関係者と連携し、協力して実施するよう努めること

### ■ 都民の責務【第四条】

- ・ 喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙をさせることのないよう努めること
- ・ 東京都が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めること

### ■ 保護者の責務【第五条】

- ・ いかなる場所においても、その監督保護に係る十八歳未満の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めること